

第四号様式の二の二

(登録の確認及び政治活動を目的とした選挙人名簿の抄本の閲覧の申出書等の様式)

(第三条の二関係)

その一

選挙人名簿抄本閲覧申出書 (登録の確認)

年 月 日

旭川市選挙管理委員会委員長 様

申出者 氏 名  
住 所  
(電話番号)

印

下記のとおり、5に記載する者が選挙人名簿に登録された者であるかどうかの確認をするため、選挙人名簿抄本を閲覧する必要がありますので、閲覧の申出をします。

1 活動の内容	登録の確認
2 閲覧事項の 利用の目的	
3 閲覧者の氏名 及び住所	
4 閲覧事項の 管理の方法	
5 閲覧対象者	
備 考	

備考 この様式は、法第28条の2第1項の規定により、選挙人が、特定の者が選挙人名簿に登録された者であるかどうかの確認をするために選挙人名簿の抄本の閲覧の申出をする申出書の様式である。

注意 住民基本台帳事務処理要領第5-10に基づき住民基本台帳の一部の写しの閲覧等におけるドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者の保護のための措置を受けている者に係る記載のある部分は、閲覧に供していません。

その二

## 選挙人名簿抄本閲覧申出書（政治活動）

年 月 日

旭川市選挙管理委員会委員長 様

申出者 氏 名 ⑩  
住 所  
(電話番号)

下記のとおり、政治活動（選挙運動を含む。）をするため、選挙人名簿抄本を閲覧する必要がありますので、閲覧の申出をします。

1	活動の内容	政治活動（選挙運動を含む。）
2	閲覧事項の利用の目的	
3	閲覧者の氏名及び住所	
4	閲覧事項の管理の方法	
5	閲覧対象者の範囲	
6	閲覧者に関する事項	
申出者が公職の候補者等であるとき		
7	立候補しようとする選挙の種類	
8	候補者閲覧事項取扱者の指 定	別添申出書のとおり、法第28条の2第4項の規定による申出を <input type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない
申出者が政党その他の政治団体であるとき		
9	政治団体閲覧事項取扱者の範囲	
10	承認法人の申 出	別添申出書のとおり、法第28条の2第7項の規定による申出を <input type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない
備 考		

備考

- この様式は、法第28条の2第1項の規定により、公職の候補者等又は政党その他の政治団体が、政治活動（選挙運動を含む。）のために選挙人名簿の抄本の閲覧の申出をする申出書の様式である。
- 上記の欄8及び10中の別添申出書の様式は、それぞれ「その三」及び「その四」の様式に準ずるものとする。

注意 住民基本台帳事務処理要領第5-10に基づき住民基本台帳の一部の写しの閲覧等におけるドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者の保護のための措置を受けている者に係る記載のある部分は、閲覧に供していません。

その三

候補者閲覧事項取扱者に関する申出書

年 月 日

旭川市選挙管理委員会委員長 様

申出者 氏 名  
住 所  
(電話番号) ㊟

閲覧事項を申出者及び閲覧者以外の者に取り扱わせる必要があるため、法第28条の2第4項の規定に基づき、閲覧事項を取り扱う者として、下記のとおり申し出ます。

氏 名	住 所

その四

承認法人に関する申出書

年 月 日

旭川市選挙管理委員会委員長 様

申出者  
政党その他の政治団体の名称

代表者の氏名 ㊟

主たる事務所の所在地

(電話番号)

閲覧事項を下記の法人に取り扱わせる必要があるため、法第28条の2第7項の規定に基づき、下記のとおり申し出ます。

1 法人の名称	
2 法人の代表者の氏名	
3 法人の主たる事務所の所在地	
4 法人に閲覧事項を取り扱わせる事由	
5 承認法人閲覧事項取扱者の範囲	
6 法人における閲覧事項の管理の方法	
7 閲覧者に関する事項	

第四号様式の二の三

(政治又は選挙に関する調査研究を目的とした選挙人名簿の抄本の閲覧の申出書等の様式)  
(第三条の三関係)  
その一

選挙人名簿抄本閲覧申出書 (調査研究)

年 月 日

旭川市選挙管理委員会委員長 様

申出者 氏 名  
住 所  
(電話番号) ㊞

下記のとおり、政治又は選挙に関する調査研究をするため、選挙人名簿抄本を閲覧する必要がありますので、閲覧の申出をします。

1 活 動 の 内 容	政治・選挙に関する (統計調査, 世論調査, 学術研究)
2 閲覧事項の利用の目的	
3 閲覧者の氏名及び住所	
4 閲覧事項の管理の方法	
5 閲覧対象者の範囲	
6 調査研究の責任者の住所及び氏名	
7 調査研究の成果の取扱い	
8 閲覧者に関する事項	
9 法人閲覧事項取扱者の範囲	
10 個人閲覧事項取扱者の指定	別添申出書のとおり、法第28条の3第5項の規定による申出を <input type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない
11 申出者が受託者である場合には、委託者の氏名及び住所	
備 考	

備考

- この様式は、法第28条の3第1項の規定により、政治又は選挙に関する調査研究をするために選挙人名簿の抄本の閲覧の申出をする申出書の様式である。
  - 上記の欄中10の別添申出書の様式は、「その二」の様式に準ずるものとする。
- 注意 住民基本台帳事務処理要領第5-10に基づき住民基本台帳の一部の写しの閲覧等におけるドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者の保護のための措置を受けている者に係る記載のある部分は、閲覧に供していません。

その二

個人閲覧事項取扱者に関する申出書

年 月 日

旭川市選挙管理委員会委員長 様

申出者 氏 名 ⑩  
住 所  
(電話番号)

閲覧事項を申出者及び閲覧者以外の者に取り扱わせる必要があるため、法第28条の3第5項の規定に基づき、閲覧事項を取り扱う者として、下記のとおり申し出ます。

氏 名	住 所